

(2026年 9 月 1 日 改訂)

定 款

株式会社 三陽商会

株式会社 三陽商会定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は株式会社三陽商会と称し、英文ではSANYO SHOKAI LTD.
とする。

(目 的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. レインコート、その他のコート類、各種衣料、繊維製品および装飾雑貨類
の製造、販売
2. 防水布、合成樹脂製品および皮革製品の製造、販売
3. 酒類、清涼飲料水および食品の製造、販売
4. 時計、眼鏡、宝石、喫煙具類および絵画等美術品の販売
5. 文房具類、日用雑貨類、レジャー用品、化粧品および家具その他のインテリ
ア用品の製造、販売
6. 前各号の製品、原材料の輸出入
7. 飲食店の経営
8. 理髪店、美容室、エステティックサロンの経営
9. 理髪、美容業のコンサルタント業務
10. 一般自動車運送業
11. 事務機械等の総合リース業
12. 不動産の管理および賃貸業
13. 店舗および室内装飾の設計、管理、施工
14. 古物、骨とう品の売買
15. 貸金業
16. 損害保険代理業務
17. 生命保険の募集に関する業務
18. ファイナンシャルプラン、生活情報のコンサルティング受託業務
19. 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援
20. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都新宿区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公 告 方 法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は1億2千万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は100株とする。

(株式取扱規則)

第 8 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第 11 条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 単元未満株式買増請求をする権利

第 3 章 株 主 総 会

(基 準 日)

第 12 条 当社は毎年 2 月末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 5 月にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役会の決議にもとづき取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長は取締役会長または取締役社長のうち取締役会により選任されたものがこれにあたる。ただし、取締役会長および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。

(決議の要件)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によりこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

この場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当社の取締役は 9 名以内とする。

(選 任)

第 19 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠または増員のために選任された取締役の任期は現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会はその決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役等、各若干名を選定することができる。

(取 締 役 会)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれにあたる。ただし、当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。

② 前項の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前にその通知を発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることでできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

④ 取締役会については本定款によるほか取締役会の定める取締役会規則による。

(相談役および顧問)

第 23 条 取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 24 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(選 任)

第 25 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 26 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第 27 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監 査 役 会)

第 28 条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の 3 日前にその通知を発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

- ② 監査役会については本定款によるほか監査役会の定める監査役会規則による。

第 6 章 取締役および監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第 29 条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

- ② 当会社は、社外取締役および監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

第 7 章 計 算

(事 業 年 度)

第 30 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(剰余金の配当)

第 31 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 8 月 31 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己の株式の取得)

第 32 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議により、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(配当金の除斥期間)

第 33 条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

(2026 年 9 月 1 日改訂)

SANYO